

令和7年度沼津市創業フォローアップセミナー開催業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「令和7年度沼津市創業フォローアップセミナー開催業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務目的・概要

「働き方」への意識や環境が変化し、自分らしい生活を求め、新たなビジネスに挑戦したものの、起業後に直面する様々な課題を抱え、数年以内に廃業する割合も高い。

事業の継続性・自走化を支援するため、ビジネス視点から、沼津市内で事業を営む起業者（起業後概ね3年以内の方 副業起業・ソーシャルビジネス等含む）を対象に、起業後の様々な経営課題に対する解決・達成策を見出すきっかけと、孤立しがちな起業家同士のネットワークづくりを目指すセミナー・ワークショップ等を開催する。

沼津市内の創業間もない起業者の自走化を支援することで、多くの起業者が新たなビジネスに挑戦する機運を高め、地域産業の好循環を推進する。

2 業務内容

次の（1）から（3）に掲げる事項を一体的に行うものとする。

（1）「創業フォローアップセミナー」等の開催

沼津市内の起業後間もない者（起業後概ね3年以内 副業起業・ソーシャルビジネス等を含む）を対象に、経営課題を認識し、解決・達成策を見出すきっかけとなるセミナー・ワークショップ等を開催すること。

ア 開催時期：令和7年10月から令和8年2月までの間で2回以上

イ 開催時間：1回あたり1～2時間程度

ウ 募集者数：10人程度（原則、全回参加できる者を対象）

※参加者とコミュニケーションを図りながら、各々の経営課題を共有できる、小人数制のセミナーとすること。

※募集者数は目安であり、事業趣旨を踏まえて、より事業効果を高める場合は、募集者数増減等の提案を可とする。

エ 内容

- ・ 起業者の目指す事業イメージの円滑な成長が遂げられるよう、経営課題等を認識するきっかけづくりのセミナーであること。
- ・ 事業計画の作成・マーケティング・課題解決に向け、AI等を活用するなど、事業者のデジタルスキルの向上につながる内容を含むこと。
- ・ ワorkshop等による双方向型の内容を取り入れることも可とする。
- ・ 起業者同士で仲間づくりができる場を提供すること。（原則、講師・参加者ともリアル会場での開催を想定）

（2）参加者の個別個票作成・アンケート調査の実施

セミナー参加者を継続支援するために、参加者の状況をまとめた個票（個別相談やアンケート）を作成すること（様式は任意のもので可）。

（3）その他

ア セミナー等実施に必要な会場、講師、運営、日程、参加者の募集方法などを企画すること。

イ 会場（リアル）は沼津市内とし、受講者が参加しやすい場所を設定すること。

ウ 会場使用費や講師謝礼等、本業務に係る経費は全て受託者が負担すること。

- エ 委託者と連携し、一般の募集のほか、市が過去に行った起業セミナー参加者へのアプローチ等、セミナー参加者の募集を効果的に行うこと。
- オ 参加申し込みや告知、セミナーでWEBシステム等を使用する場合は、入力フォームの作成費用及びシステムの維持管理・運営費用等を含むこと。
- カ 上記（１）～（３）の各業務について、進捗状況報告及び委託業務終了後に報告書の提出を速やかに行うこと。
- キ 上記（１）～（３）の業務を円滑かつ効果的に実施するための組織・仕組みを構築すること。

3 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4 実施体制

- （１）受託者は、本事業が円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- （２）本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、起業に関する知識の習得等、業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- （３）受託者は、本事業を遂行するに必要な資材等を予算の範囲内で調達すること。
- （４）受託者は、委託者及び関係者とセミナー開催に関わる打合せや、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- （５）受託者は、参加者の個人情報等、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

5 成果品等

委託契約期間終了後速やかに本業務完了報告書を提出すること。紙媒体1部及びデータ一式を提出すること。

（報告書の内容）

セミナー等の内容をまとめた報告書、写真、参加者名簿、打合わせ記録、アンケート結果、個別個票、参加者募集資料（チラシ等）、その他関係資料

6 業務実施上の注意点

- （１）委託業務の再委託
専門的な知識や技術を要する業務（講座講師、コーディネート）等の第三者への委託は可能とするが、管理運営に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。
- （２）業務遂行上のトラブル
業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

7 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは委託者と受託者の協議により、これに従わなければならない。

8 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、全て委託者と受託者の協議の上、これを解決するものとする。